

議案第34号	兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
人 事 課	地方自治法第286条第1項の規定に基づき、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増減し、同組合の規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるもの。
<p>《変更内容》</p> <p>①「南あわじ市・洲本小中学校組合」を削除</p> <p>②「小野加東環境施設事務組合」→「小野加東加西環境施設事務組合」に改める</p> <p>【施行期日】平成26年4月1日</p> <p>地方公共団体の組合</p> <p>地方自治法第286条第1項（組織、事務及び規約の変更）</p> <p>地方自治法第290条（議会の議決を要する協議）</p>	